

令和 **9** 年度まで
助成額が大幅 **アップ!**

地震対策は万全ですか？まずは無料の耐震診断から！

木造住宅の **耐震診断** 助成制度案内

対象建築物

- 平成12年5月31日以前に建築された木造2階建て以下の住宅
 - ※ 昭和56年6月1日以降は在来軸組工法に限る(パネル工法等は対象外)
 - ※ 住宅部分が1/2以上を占める併用住宅は対象(店舗、事務所、工場などと併用)
 - ※ 混構造は対象外(鉄骨造、鉄筋コンクリート造などを組み合わせた建物)
- 個人所有の建物

対象者

- 建築物の所有者
 - ※ 共有の場合 ▶ 代表者
 - ※ 長屋の場合 ▶ 建物全体で合意のうえ、代表者
 - ※ 借地の場合
耐震改修工事を行う際には同意書が必要となります

助成内容 ① <<区から耐震診断専門家を派遣する場合>>

- **耐震診断専門家派遣 + 診断費用を全額助成!**

東京都建築士事務所協会(品川支部)所属の建築士を派遣します

《助成額》	戸建て住宅・長屋等	一律	25 万円
	共同住宅	一律	27 万円

助成内容 ② <<東京都木造住宅耐震診断登録事務所に直接依頼する場合>>

- **診断費用を全額助成!** (助成額の範囲内)

対象：東京都木造住宅耐震診断事務所登録制度に登録された事務所

《助成額》	戸建て住宅・長屋等	最大	25 万円
	共同住宅	最大	27 万円

申請期限

申込み ▶ 令和7年12月5日(金) 完了届 ▶ 令和8年1月30日(金)

住宅の耐震相談会

第1回目は
6月4日(水)に
開催予定!

こんなご相談ができます！

第1水曜日(事前予約制)

お電話または窓口で簡単に
お申込みできます!(書類不要)

- ✓ 地震が怖いけど、まず何をすればいい?
- ✓ うちの家、地震で大丈夫?診断を受けるべき?
- ✓ 耐震診断結果の見方がわからない!
- ✓ 耐震改修工事ってどんな工事?費用は?
- ✓ 耐震シェルターってどんなもの?
- ✓ 助成制度を活用するにはどんな手続きが必要?

お問合せ

品川区 建築課 **耐震化促進担当**

電話 03-5742-6634 Fax 03-5742-6898
〒140-8715 品川区広町2-1-36 品川区役所本庁舎6階



区ホームページから
電子申請できます!

令和7年度版 4月発行

手続きの流れと必要書類《耐震診断》

1 助成金交付申請書を提出

【①区から耐震診断専門家を派遣する場合】

- 『住宅等耐震診断専門家派遣・助成金交付申請書』

【②登録事務所に直接依頼する場合】

- 『住宅等耐震診断助成金交付申請書』
- 事務所の東京都木造住宅耐震診断事務所登録証
- 診断費用の見積書

【共通の書類】

- 全部事項証明書（建物・土地）（3か月以内）
- 固定資産税納税通知書・課税明細書（最新年度）
- 本人確認書類（マイナンバーカード（表面）、免許証、住民票等）
- 建物の位置が特定できる地図（住宅地図など）
- 現地写真（撮影日を記載、一週間以内に撮影、建物全体、道路側から敷地全体）

【該当する方のみ必要な書類】

- 委任状（所有者が複数の場合、全員分）
- 間取り図、面積表（併用住宅の場合：住宅部分が1/2以上か確認するため）

共同住宅の場合

- 間取り図等、共同住宅とわかる書類
- 共用部の写真（共用廊下、各住戸玄関扉、個別電気メーター等）

借地の場合

- ➔ 診断に必要な書類はありません
耐震改修工事を行う場合は、土地所有者の同意が必要です

※ 添付書類はすべて写し（コピー）で問題ありません

※ 書類を提出してから約2週間程度審査の時間がかかります

2 区から 交付決定通知書 が届く

同時に区から事務所協会へ専門家派遣を依頼します

3 専門家が決定し、選任通知書が届く

専門家から電話連絡がありますので、氏名等が通知と同じか確認し、日程を調整してください
※②の直接依頼する場合はこの通知はありません

4 契約を結び、日程等を調整

- 建物の事前調査を受け、契約を行います
- 図面や建物に関する情報を専門家に伝えてください
➔傾き、雨漏り、シロアリ、床がふかふかするなど

5 着手届を提出し耐震診断を実施

- 『住宅等耐震診断着手届』 □ 契約書
- 現地調査 ➔ 結果報告書の受け取り ➔ 費用を支払う

6 完了届を提出

- 『住宅等耐震診断完了届』 □ 領収証
- 耐震診断結果報告書（補強設計案・概算工事費含む）

7 区から助成金額確定通知書が届く

速やかに、交付請求手続きを行ってください

8 助成金交付請求書を提出

- 『住宅等耐震診断助成金交付請求書』
- 口座振替依頼書 ※振り込みまで1か月程度かかります

耐震改修工事をご検討される方

- 耐震診断の結果、Iw値1.0未満だった場合は耐震改修（補強）工事をお勧めします。
- 建物に違反部分等がある場合は、耐震改修工事終了までに、是正工事を行ってください。
- 耐震改修工事が難しい場合、除却（解体）工事の助成があります。※条件あり。
- 耐震改修工事を行った住宅に対して固定資産税や所得税等の減免措置の対象になる場合があります。

耐震診断結果報告書 について

提出前に区の確認を受けてください

《必要項目》

- 現地調査資料（写真、調査結果等）
- 計算書一式
- 平面図・配置図
- 法令チェック
 - ・ 建ぺい率・容積率
 - ・ 小屋裏収納
 - ・ 42条2項道路等セットバック、その他
- 地盤調査（近隣ボーリングデータ等）
- 液状化検討
- 補強案（Iw値1.0以上、図面と計算書一式）
- 概算費用
 - ・ 補強設計費
 - ・ 耐震改修工事費、工事監理費